

基本方針3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消

性・ジェンダーに関する無理解・偏見とは、思春期に体に現れる変化や妊娠・出産にともなう心身の変化、性差による健康上の違いについて理解していなかったり、また「男らしさ」や「女らしさ」に関して、こうに違いないと決めつけたりすることです。

(1) 思春期保健対策の推進

性・ジェンダーに関する無理解・偏見を解消するためには、思春期保健対策の推進を通じて、児童生徒やその保護者が性・ジェンダーに関する理解を深め、相手の意思を尊重した言動を身に着けていく必要があります。

〈現状と課題〉

- ・中学生アンケートにおいて、「人前でバカにしたり、悪く言ったりする」、「思い通りにならないと怒鳴ったりおどしたりする」、「嫌がるのに、性的な行為を迫る」について、性別で「暴力である」との認識に差がみられます（女子生徒のほうが「暴力である」とする割合が高く、男子生徒のほうが低い）。
- ・デートDVという言葉について6割強（64.0%）が「知らない」と回答しています。
- ・このような現状を踏まえ、思春期保健対策の更なる推進を図り、性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消に向けた意識づくりを行っていく必要があります。

【名護市の取組み】

No.	事業	事業内容	担当課
45.	発達段階に応じた性教育の実施	・子ども達の発達段階に応じた性教育の実施を図ります。具体的には、総合的な学習の時間等を活用した性に関する講演会の開催をはじめ、保健体育の授業における発達段階に応じた性教育、世界エイズデーに合わせた特設授業等を行います。	学校教育課
46.	中学生向け思春期教育の実施	・保健体育や道徳の時間を活用し、思春期の自身の心理についての変化と対応について理解する教育の充実を図ります。	学校教育課
47.	公民館講座における保護者を対象とした思春期講座の実施	・公民館講座において、保護者を対象に性やジェンダーをテーマとした思春期講座の開催を行うとともに、講座内容の充実を図ります。	地域力推進課

No.	事業	事業内容	担当課
48.	生命（いのち）の安全教育の推進	・児童生徒の発達段階や各校の状況を踏まえて、子どもが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、生命（いのち）の安全教育の推進を図ります。	学校教育課
49.	「若年層の性暴力被害予防月間」の周知	・名護市のホームページや SNS のほか、広報誌「市民のひろば」や男女共同参画情報誌「あい・愛だより」において、毎年4月1日～4月30日が「若年層の性暴力被害予防月間」にあたることを周知するとともに、各種相談先についても周知を図ります。	地域力推進課

（２）健康支援の推進

性・ジェンダーに関する無理解・偏見を解消するためには、健康支援の推進を通じて、性別によってかかりやすい病気や症状が異なることを市民一人ひとりが知り、互いの体の違いを踏まえて健康を気遣うことが必要です。

〈現状と課題〉

- ・本市において、不妊治療を受けて妊娠された方が、2020（令和2）年度から2022（令和4年度）年度の3年間で228人います。一方で、市内に不妊治療を専門とする医療機関がなく、治療を受けるために中南部に通院する必要があり、経済的負担が大きくなっています。
- ・「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」という言葉について市民の約8割（80.6%）が「初めて聞いた」と回答しています。
- ・中学生アンケートの結果から、生理用品を買ったり用意したりすることについて困ることが「時々ある」と回答した生徒が2割強（21.8%）、「よくある」は1割未満（1.6%）いることが分かっています。
- ・このような現状を踏まえ、健康支援の更なる推進を図り、性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消に向けた意識づくりを行っていく必要があります。

【家庭の取組み】

- ・男女ともに積極的に健康診断を受けましょう。
- ・健康管理のために必要なサービスや相談機関を活用しましょう。
- ・女性の健康と権利を守るため、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の理念について理解を深め、いつ何人子どもを産むかといったことを夫婦で話し合いましょう。

【職場の取組み】

・職員が健診を受診しやすい環境づくりを行うとともに、健診受診の徹底を図りましょう。

【名護市の取組み】

No.	事業	事業内容	担当課
50.	妊産婦等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・親子（母子）手帳発行時に全ての妊婦に面接相談を行い、支援が必要な妊産婦に対しては、医療機関等と連携し個別支援を充実していきます。 ・また、不妊治療を受ける方に対し、通院にかかる交通費の一部補助を行い経済的負担の軽減を図ります。 	健康増進課
51.	健康相談・健康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・健康不安への対応を図るため、乳幼児の健康相談や地域ニーズに合わせた健康教育等、各種健康相談・健康教育の充実を図ります。なお、男性については、参加者が少ないことから、休日の健康相談実施等、利用しやすい方法を工夫検討していきます。 	健康増進課
52.	住民健診・婦人がん検診等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じて健康に過ごせるよう、集団健診や個別健診等の充実を図ります。また、特定の年齢に達した女性に対して、婦人がん検診（子宮頸がん及び乳がんの検診）の受診票を配布し、受診勧奨を図ります。 	健康増進課
53.	「性と生殖に関する健康と権利」を学ぶ機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の理念について普及を図るため、講演会等の実施に努めます。なお、若い市民の参加を図っていくため、広報等の工夫に努めます。 	地域力推進課
54.	生理用品の無償配布の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境や経済的理由などから生理用品を自ら用意することが難しい方に対して、生理用品を無償で配布する取組みを、名護市社会福祉協議会と連携しながら引き続き実施します。 	生活支援課
55.	介護予防の普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニデイサービスやもの忘れ教室等の実施を通して、高齢者が早いうちから自ら介護予防、認知症予防等に積極的に取り組めるよう、介護予防の普及啓発を図ります。 	介護長寿課

(3) 性の多様性・人権教育等の推進

性・ジェンダーに関する無理解・偏見を解消するためには、性の多様性・人権教育等の推進を通じて、市民一人ひとりが性の多様性に気づくとともに人権を尊重し、一人ひとりの個性を尊重した言動を身に着けていくことが必要です。

〈現状と課題〉

- ・中学生アンケートの結果から、「LGBT (LGBTQ)」、「同性婚」の内容について、性別で認知度の差がみられます（女子生徒のほうが『知っている』割合が高く、男子生徒のほうが低い）。
- ・市職員アンケートにおいて、庁内で実施されている「性的マイノリティ」に関する研修について、8割強（84.6%）が「受講したことはない」と回答しており、その理由として6割強（63.6%）が「研修があることを知らなかった」を挙げています。
- ・庁内で必要だと思う取組みについて、「職場での啓発活動（性の多様性に関する研修）」が6割弱（58.1%）と最も高くなっています。
- ・このような現状を踏まえ、性の多様性・人権教育の更なる推進を図り、性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消に向けた意識づくりを行っていく必要があります。

【家庭の取組み】

- ・男女共に互いの人格を尊重しましょう。

【名護市の取組み】

No.	事業	事業内容	担当課
56.	性の多様性に関する理解の促進	・市民向け講座や講演会、市職員向け研修会を通じて、LGBTQ など性の多様性について正しく理解するための啓発活動を行います。	地域力推進課
57.	多様な性に留意した、申請書等における性別欄の見直し	・申請書等各種様式における性別欄について、記載の必要性について改めて検討し、尋ねる必要がなければ性別欄を削除するなど見直しを行います。	全課
58.	名護市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入検討	・同性・異性を問わず、互いを人生のパートナーとする性的少数者のパートナーシップを、名護市が証明する制度（パートナーシップ制度）について、当事者の意見も踏まえつつ導入に向けて検討を進めます。あわせて、パートナーシップ関係にある二人の子や近親者を「家族」とするファミリーシップ制度についても検討します。	地域力推進課

No.	事業	事業内容	担当課
59.	学校における道徳教育・人権教育の実施	・人権の日における各種取組みをはじめ、道徳科の時間や総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通し、人権教育を行います。	学校教育課
60.	人権に関する相談対応・啓発の実施	・人権擁護委員及び法務局と連携して、人権擁護委員の日（6月1日）などに人権に関する相談に対応します。また、パネル展や作文、標語コンテストを通じて意識啓発を図ります。	総務課

（４）ハラスメント防止に関する周知・啓発

性・ジェンダーに関する無理解・偏見を解消するためには、ハラスメントの防止に向けた周知・啓発を通じて、働く市民一人ひとりが性・ジェンダーに関する固定観念や差別的な意識に気づき、これまでの言動を見直していく必要があります。

〈現状と課題〉

- ・市民アンケートの結果から、約2人に1人（48.0%）がこれまでになんらかのハラスメントを経験していることが分かっています。内容に関しては「結婚、離婚、恋人、妊娠、子どもの有無等についてあれこれ言う」が2割強（24.3%）と最も多く、次いで「他の人がいる前で何度も大声で叱られたり責められたりする」（23.5%）、「性的な言葉によるからかい（性的な冗談、性的な体験談を話す・聞く）」（22.5%）となっています。
- ・なお、男性の8割弱（75.8%）が「相談していない」と回答しているのに対し、女性の場合は約6割（60.9%）と、相談していない男性が女性よりも多くなっています。
- ・事業所アンケートにおいて、ハラスメント防止の取り組み状況について、「特に実施していない」が4割強（42.2%）と最も多くなっています。
- ・市職員アンケートの結果から、職員の約5人に1人（21.2%）がこれまでにハラスメント被害に遭っており、また職員の約2.5人に1人（41.0%）がこれまでにハラスメント被害を見聞きしたことがあることが分かっています。
- ・ハラスメントのない職場を実現するために、庁内でさらに推進していくべきと考えるものとして、「トップや部長級職員の意識改革とリーダーシップ」（43.0%）が4割強と最も高く、次いで「管理監督職の意識啓発研修」（42.7%）となっています。
- ・このような現状を踏まえ、ハラスメントの防止に向けた周知・啓発を図り、性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消に向けた意識づくりを行っていく必要があります。

【職場の取り組み】

- ・セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを無くすため、職場内で啓発活動や研修等を実施しましょう。

【名護市の取組み】

No.	事業	事業内容	担当課
61.	ハラスメント防止に関する周知啓発	・市内の企業等に対し、セクシュアル・ハラスメント及び職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための情報提供を行います。具体的には、2020年(令和2)6月1日から防止対策が強化されたことや、ハラスメントは人権侵害であるといった社会的な認識、関連する法律・省令等について、国や県などの広告物等の活用や市のホームページ等での周知を図ります。	商工・企業誘致課
62.	ハラスメント防止に関する研修の実施	・各種ハラスメントに関する規則である「名護市職員のハラスメントの防止等に関する規則」等を庁内に周知するとともに、管理職も対象とした継続的な研修の実施に努めます。	人事行政課